

議会運営委員会記録

1. 期日 令和元年 5 月 28 日(火) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 42 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題 ①令和元年第 2 回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、二宮委員、坂本委員、露木委員、
渡辺委員、一石委員、野地議長
事務局 二見事務局長、和田庶務課長、古尾谷主事
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 4 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和元年第 2 回二宮町議会定例会の運営について

- 総務課長 資料に基づき説明(令和元年第 2 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)
- 委員長 これより質疑に入るが、事前審査にならない程度にお願いしたい。
(挙手なし)
事務局から議事及び会期日程案について説明を求める。
- 局長 資料に基づき説明(令和元年第 2 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案))
- 委員長 ただいま局長より説明があったが、その中で協議を要する事項について、委員で協議をしていただきたい。請願及び陳情の取扱いと執行者への出席要請についてである。
1 つ目は、「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」について、趣旨説明には来られない予定だが、取扱いについては、どうするか。
- 二宮 たくさん聞きたい事があるので、次回来ていただくことに期待をして、机上配付でよろしいかと思う。
- 杉崎 担当部署はどこにあたるのか。都市部か。
- 政策総務部長 森林の関係であるため、都市部である。

- 杉崎委員 私も二宮委員と同じで考えである。説明が来ないと我々だけで決めていいのかと思う節もあるため、机上配付でよいと思う。
- 一石 二宮町や様々な町で、林や樹が大変な状況である。炭焼き会の方々も10年放置したら大変なことになると言っている。二宮町にも直接関わる問題のため、町議会で共有し、内容について議論すべきと思う。担当の方にもこれから研究していただきたいので、総務建設経済常任委員会に付託でお願いしたい。
- 渡辺 陳情事項2に山のない都市部・放置人工林を持たない市町村についても、重要性と子どもに伝える環境教育に税金を使う。税金そのものについてはまだ法案が通っていない。通るとなると、使い道のことが関係するので、私は付託してはどうかと思う。
- 松崎 私も読ませていただき、隅々まで読んでも書いてあることが全くその通りであり、私の考えと同じである。一般財団法人のこの方がどういう方か知りたい。少しでもどういう方か知ろうという努力をし、ネットで調べたりもした。そのため、趣旨説明でぜひ来ていただきたいと思うため、残念ながら机上配付でお願いしたい。
- 委員長 他2人の方から意見をいただきたい。
- 露木 一石委員、渡辺委員と同じで審査すべきだと思う。
- 坂本 二宮町でも花王という会社が補助金を出し、せせらぎ公園の北側を、既に契約ができ、炭焼き会が伐採をしている。それはただの伐採ではなく、山を守ろうということである。契約が神奈川県では二宮町だけであり、こういう制度を使っているグループがいる。この間も予算の時に言ったが、竹林がすごい。どういう風に展開していくか分からないが、二宮町が関係ないとまでは言えない。山を守っていくということもテーマでないと将来困ることが起きるのではないかと思う。そのため、机上配付ではだめだと思う。
- 議長 意見である。それぞれの陳情に対する机上配付や審査は議運の中で決めていただきたいが、私が今まで4、5年やってきた中で非常に気になることがあるので、ここで申し上げたい。例えば今、総務に付託されるであろうものは議案を含めて8件ある。審査をしていく途中で、時間を非常に気にして、疎かな審議になってしまうような場面を過去見る時があるので、付託され、審査する以上は、最後まで責任を持って審査をしていただいたという重いで意見をさせていただく。

- 二宮 机上配付というのは変わらない。内容の2番は非常に良いことは書いてあるが、例えば財政措置等、陳情者がいないと詳しい内容を聞けない、他の事例も分からず、ということで机上配付ということで意見を追加させていただく。
- 委員長 全員のご意見をいただいた。付託したいと思うがいかがか。
（「異議なし」との声あり）
総務建設経済常任委員会に付託し、担当部長以下の出席を求めたいと思うが、ご異議ないか。
（「異議なし」との声あり）
「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」についてである。提出者が提案実行委員会と全国司法書士協議会とある。まず、新しい提案実行委員会の方からお諮りする。これの取扱いについていかがするか。
- 一石 陳情の趣旨にもあるが、県民の7割以上が反対の意思を示したにも関わらず、着々とこの事業が進められているということ。国の政策、国のことは生活者に1番近い自治体に関わりがないわけではないので、議論することは大変重要であり、異議のあることだと思う。よって付託したい。
- 委員長 他にご意見あるか。
（意見なし）
では、総務建設経済常任委員会に付託とする。担当部局はなしである。ご異議あるか。
（「異議なし」との声あり）
同じタイトルだが、全国青年司法書士協議会から出ているものについてはいかがか。
- 渡辺 質問である。2と3については1項目だけが異なる。新しい提案実行委員会の方には4番があり、その4番が青年司法書士協議会にはなかったと思う。取り扱い方は違うと思うが、一括審査で良いのではないか。
- 委員長 以前も教育福祉常任委員会の際は委員長がお決めになった。
- 渡辺 付託するということであれば、委員会に任せるということで承知した。
- 委員長 総務建設経済常任委員会に付託、担当部局はなしということで、一括するかは委員長にお任せをする。ご異議はあるか。
（「異議なし」との声あり）
異議なしである。次に進む。
「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数

改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」についてはいかがか。

渡辺

毎年この時期に同じような内容といわれるが、IT教育の問題がかなりクローズアップされている。中教祖の方も説明に見えるということなので、ぜひ付託をして色々な情報を知るという意味でも有意義かなと思う。

委員長

他の方はいかがか。

(意見なし)

付託以外の意見はないか。

(意見なし)

それでは、この陳情につきましては教育福祉常任委員会に付託し、教育長以下の出席を求めるとする。ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

次である。「将来を見通した町の持続可能な未来像と財政計画に裏打ちされた庁舎整備を求める陳情」の取扱いはいかがか。

露木

本庁舎に関する事で、非常に今重要だと思うので、付託と考えている。また、担当部長以下とあるが、それについても、町長以下でと私は思う。

委員長

今、町長以下で出席いただきたいというご意見だったが、他の方のご意見はいかがか。

一石

補正予算で新庁舎建設基本設計委託料が初日に即決されるわけであり、この陳情内容によると、一旦止めていただきたいというご意見がある。そうすると日程的にそごがあると思う。議論しないまま新庁舎の設計委託料を採決することになるので、町民の考えに沿えないと思う。

委員長

今は陳情項目の審査についての取扱いになるので、補正予算についてはまた後ほど。付託をするか、しないかである。

坂本

一石委員はすごく大事なことを言った。今日の流れからいくと日程に対して良いかというのがなかった。

委員長

これからである。

坂本

ページからいくとそちらが先にある。その次の陳情に入っているわけだが、日程調整はこれからあるのか。

委員長

日程はこの他の事項についてご意見をいただく。

坂本

議会軽視みたいなものである。こんなもの。先に答えだし、後から委員会で付託をし、議論させて。答え次第では馬鹿みた

いである。

庶務課長

まず付託するかどうか、取り扱うかどうかを決めてから、日程の話をするのは十分できるので、それが決まらないと検討すらできない。机上配付になったら今の一石委員の話がどうなるかもあるため、まず陳情の取扱いについて考えていただきたい。

坂本

分かった。

委員長

取扱いについていかがか。付託するのか、しないのかという話である。

杉崎

「しお風」さんからは前回に続いて2回目であるため、ぜひ、陳情を取り上げていただきたいと思う。

委員長

付託という意見が出ている。それ以外の意見はあるか。

では、付託ということになるが、出席者を担当部長以下なのか、町長以下なのかということである。町長以下でという意見があったが、よろしいか。

杉崎

過去にも重要な陳情には町長も来ていただいた経緯があるので、出てもらえたらと思う。

委員長

では、総務建設経済常任委員会に付託、町長以下の出席を求める。

次に「役場庁舎建設についての陳情」の取扱いはいかがか。

露木

1つ前に話し合った陳情と同様に、しっかりと委員会に付託して審査をし、取扱いについても町長以下で私は希望したい。

松崎

重複するが、町民の最大の関心事で、これからも説明会も開かれようとしている状況なのでぜひ、委員会に付託していただきたいと思う。

委員長

では、総務建設経済常任委員会に付託、町長以下の出席を求める。

6件の陳情に対する取扱いについては以上のように決した。その他、条例の付託については教育委員会に3件、総務委員会に3件となっている。その他即決案件がある。今以外のこと、先ほど日程等の話もあったがいかがか。

露木

日程ではなく付託の件だが、教育福祉に付託されている条例2件は、前回の議会で審査をし、理由は明確での否決だったと思うが、もう1度付託をする必要があるのか。即決というや

り方はどうなのか。

委員長 どの2件であるか。

露木 10、11である。

庶務課長 新規の条例制定であり、字句の改正ではないので、最初に制定されるものについては、しっかり審査をし、前回と変わったところを確認された方が良いかと思うので、付託とすべきかなと事務局では考えている。

渡辺 私自身は否決した理由もはっきりしているが、もう一度きちんと審査すべきだと思う。

委員長 付託するということによろしいか。
（「異議なし」との声あり）
その他意見はあるか。

渡辺 先ほどから出ているが、補正予算の中にはっきりと庁舎の設計予算が盛り込まれているということだが、そうすると陳情2件は庁舎建設に関することであり、まだ一般質問の受付は始まっていないが、それに触れる質問もあるかと想像をしている。そのため、即決で補正予算を決すると一般質問や陳情の審議が決まってからやることになってしまう。補正予算については最終日に持っていく検討はできるのか。

委員長 最終日14日の午後1時からの日程に入れるということだが、町として調整が必要になってくるのか。

庶務課長 6月7日にこれが議決されず、不都合があるということであれば、執行者側と調整が必要かと思うが、そこらへんの確認を執行者側としていただければ。

委員長 執行者側としては（最終日に持っていくことについて）支障があるか。

政策総務部長 審議の日程として、特段支障があるということはない。

庶務課長 議会運営委員会の意思で最終日に持っていきたいということであれば、そういう決定でも良いかと思うが、渡辺議員の発言で気になる点があった。一般質問があるかもしれないという話だったが、以前、個別にお話をしたが、推測で最終日という話では、陳情が付託され、審査を経て、最終日の議決と一緒にやりたいという理由であれば成立する話であると思う。

委員長 あくまでも陳情が出てくる中で庁舎の補正が出るというこ

とと、今回の提案は今までのルールに則ってやらせていただいている。今後もこういうことが出る度に迷いが生じるが、基本的ルールで。

露木

私も最終日にとと思う。委員長報告があり、陳情の全員による採決があり、その後になるのかなど。最終日の中でも順番の調整が必要だと思ふ。

庶務課長

これについて調べてみた。以前、駅前町民会館の運用について陳情が出てきたことがあり、それに類する議案も出た時に、どっちを先に議決するかという問題があった。参考書には、議案とこれに反する内容の請願の取扱いをどのようにするかという問答があり、採決する場合には議案から先にとという指南がある。今まで付託ではなく、最終日当日に出てきた議案について特に人事案などは、いつも最初に議決をしている。付託され、委員長報告が伴うものはその後になるという順番が通例である。補正は補正で議論をすれば良い事だと思ふ。陳情は陳情の審査結果に対して討論をしていただければ良い事なので、今回は議案の方が先だと思ふ。

委員長

14日の順番としては、補正が先で陳情が後という話であったがいかがか。

渡辺

確認をさせていただきたい。今の日程で令和元年度二宮町一般会計補正予算第1号というのは、即決というかたちで最終日のまず最初に上程をされる、その後には委員長報告、報告に対する条例陳情の採決という流れで理解をしてよいか。

委員長

そのようになると思ふ。

露木

確認である。議案が最初ということについて、理由があるのか。今回、陳情の審査はたしかに終わっているが、討論は皆さませひご賛同くださいと終わるわけだが、本来は審査ではないが、賛否に関わってくると思ふと、補正を先にやらなければならない理由があるのか聞きたい。

庶務課長

陳情と議案の形態に、重さの違いがそこにはあり、陳情を採択したことによって、何かすぐ動き出すものではない。それに対して議案は条例も補正も、それが可決されると、即執行に入る。重いものから先に結論を出しなさいという意味である。

坂本

議案と言っているが、補正も議案なのか。

委員長

そうである。町長提出議案である。

坂本

重さがどうか言っているが、我々は議会なので、執行者は

そう思うかもしれない。しかし議会をやって決めているので、そんなことに従う必要はない。だから議会の存在感はなく、町民から何をやってるんだと言われている。普通の流れからいくと、補正が最後で決まる。可決か分からないがそういう風にしないと、陳情者も決まった後にお願ひしますとなっても流れがおかしい。それでも行政として、それに従うよう甘んじて受けるというのであればどうぞ。

庶務課長

非常に誤解をされているようだが、議会の重さと陳情を比べているわけではない。議案の重さである。可決してすぐに実行に移されることと、住民からの要望を採択したことによる影響の違いである。運営実務によれば、議案を先に採決するのが妥当であるという解釈である。そのため議会軽視や職員の言いなりになるという話ではない。

坂本

我々は議会である。議会は町民が後ろに付いている。もちろん、執行者や町長にも町民は付いている。それを同格としても一連の何か月間のやり取りに町民が関心を非常に持っているという背景があるのに、重さとかが出てくると、やはり行政主導型だと思う。それではいけないと言っているだけの話だから、それで良いと言えればいい話である。

杉崎

この前、議長も発言をしていたが、基本設計委託料が通ってもまだ何回かある。これを賛成した議員も後々に反対する場合もある。逆もあり得る。まだまだこれは一歩である。そのため、まだ固執する必要はないと私は考えている。

坂本

その通りであるが、後々やめた時に今回の5,000万円は無駄になる。そういう考えも持っていなければならない。やるなら最後まで、全員賛成でやるような方が良いと思う。

杉崎

それはまだこれからの話である。北口のところについて12,13年前に私が委員長をやっていた時に、無駄になった事業があり、坂本委員が町長をやっていた時である。2,000万、3,000万円の設計がみんなだめになっている。そんな話をしたら事業は進まない。

坂本

どういうことで無駄が起きたかは後でゆっくり話をしてほしいが、その時その時を真剣に考えなければいけないと言っている。誰も無駄になっていいと思っていない。今回は慎重に議会をやるべきだなと、それなりの注目度がある。シェアにのみやでもあれだけ来たし、どのような意見があったか皆知っているはずである。今度の説明会は入りきれないくらい来るはずだ。そういう背景があり、野地議長以下ががんばっているところを見せてあげたい。

露木

杉崎委員が今は一步目であるとあったが、この後結果が変わるかもしれないとおっしゃるのであれば、逆に後の審査でも良いのではないかと思う。町政と意味では、たしかに議案と陳情では、陳情は採択されても強制力はないので、町政には影響は大きくないかもしれない。町づくり、町民と意味で言うと、陳情が採択される、されないということは非常に大きなことだと思う。私は先に陳情かなと考える。

一石

私は陳情が先だと思う。意味が落ちると思う。私たちの議会討論を有意義にするためにも、陳情が先だと思う。

委員長

この時は陳情審査もないわけであり、結論としては陳情の審査を経て、補正予算に影響があるというのであれば、何を参考として考えるのかと。先ほどの説明からすると、補正があって、陳情という順番を私としてはまだ崩せないでいる。

渡辺

陳情は委員会に付託される。そこでしっかり委員会で審査をされるべきであり、その内容がある程度、補正予算に影響を及ぼす。密な審査をやるために委員会制を取っている理由である。それに補正予算は庁舎に関する以外の内容も盛り込まれると思うので、強くこだわりはないが、事務局からお話しされた順番は理があると感じる。

委員長

松崎委員、二宮委員はいかがか。

松崎

田原さんが出している陳情項目には新庁舎建設計画を1度ストップしていただきたいとはっきり書いてある。それに対して、個々の議員がどういう意思表示をするのかは補正予算にもダイレクトに直結する内容だと思う。やはり先に陳情ではないかと考える。

二宮

陳情か補正予算かいうかたちの前に、議員の考えとして、本会議場で即決するにあたり、意見が全部述べられ、質問もできることが頭にあるということによろしいか。あがってきた陳情も大切だが、個人の意見はこの時間帯でもしっかり述べられるということである。どちらが先かという返事はできないが、そういう時間はあるが、陳情の後にしてもらいたいという意見が多ければ、それでも良いかと思う。ここでも議員の意見はしっかり言えるということも考えていただきたい。

委員長

二宮委員はどちらでも良いという意見であった。どちらかに分かれなかったため、私は8名の委員として言わせていただく。この日の決断としては、順番がどちらでも皆さま変わらないと思っている。補正の議案があって陳情という順番。ルールで考えると確たるものではないが、今後の運営にもつながると考えると。ただ8人のメンバーでいえば、杉崎委員と同じ意見であ

る。「どちらでも良い」が2名、「陳情の方が先」だという方が4名いる。数で言えば陳情が先だということが1番多いということになる。陳情が先だという意見が優先されると思うが、いかがか。

杉崎

今後、議運はどうなっていくか心配である。案件ごとによりこころ変えて、事務局もやりようがなくなる。困った時には県の町村議長会に聞いたり、過去の前例を比較して間違えないようやっているが、これでは何もできなくなる。こういうことを決めるのであれば、日を改めて、来年から、補正は最後にしようなど、しっかり決めた方が良い。委員によって変わるようでは、また2年後に委員が変わった時に考えが違ったら職員がかわいそうだ。

坂本

少なくとも、議会は行政のチェックをしている。シナリオを作ってもらいそのままやれば良いという考え方をしているのなら、やめた方がよい。そうではなく、我々議会がチェックをしているということを皆が認識をすれば。叩き台は出してもらっている。そのことに議論することの何がいけないのか。黙って従えという考え方をしているのは間違えである。

杉崎

そうは言っていない。決めるのであれば、来年の第1回から変えれば良いということである。

坂本

どう変えるのか。

休憩 14時34分

再開 14時35分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開する。

露木

先ほどの杉崎委員のお話だと、その都度、議論ができないのであれば、議会運営委員会を会期前にやる理由がなくなってしまう。過去のやり方は勿論大切だが、それだけで判断するのであれば、AIでもできる。大事な問題があるからこそ、これがいい、あれがいいというわけで、会期前になって初めて問題が出てきたと分かるので、議会運営委員会を別に開いてやるとなれば、そこには間に合っていない。先ほどのように、もし別に開くのであれば、今回は保留にして別に開くぐらいまでの話だと思う。今回だからこそ、こういうことになっていると思う。

委員長

ここで決めさせていただきたいと思う。最終的には決というところで取りたいと思うが、よろしいか。なかなかやり取りが終息に向かわないため。

(「異議なし」との声あり)

最終日の会期日程について、令和元年度二宮町一般会計保衛予算第1号の議案第58号を最終日、6月14日の委員長報告後に審議するという順番に賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

5名の方から挙手があったので、そのように取り扱いを定める。その他の事項について何か委員の皆さまからあるか。

(意見なし)

その他の事項については局長の説明通りとする。

これをもって議会運営委員会を閉会とする。

終了 14時42分